

令和5年度 第2回 大分市障害者自立支援協議会

日 時：令和6年2月29日（木）10：00～11：30

場 所：大分市保健所大会議室

【次 第】

1 開 会

2 議 事

（1）第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）の策定について

（2）各専門部会の令和5年度活動報告について

（3）第4期障害者計画の策定について

（4）その他

3 閉 会

大分市障害者自立支援協議会委員名簿

任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

	職 名	氏 名
1	社会福祉法人大分市社会福祉協議会 会長	江 藤 郁
2	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 准教授	滝 口 真
3	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長	木 村 幸 二
4	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐	森 千 春
5	大分子ども発達支援センター 相談支援専門員	黒 島 加 奈
6	大分県立新生支援学校 教頭	三 原 彰 夫
7	大分公共職業安定所 統括職業指導官	八 塚 良 久
8	大分県中小企業家同友会 障がい者問題委員長	都 築 克 宜
9	大分市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会 部会長	橋 本 和 子
10	大分市ボランティア連絡協議会 会長	工 藤 福 成
11	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長	釘 宮 慶 太
12	あんしんサポートセンター大分 主査	鶴 原 久 実
13	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長	齊 藤 國 芳
14	大分県精神保健福祉会大分すみれ会 副会長	阿 南 静 生
15	大分市肢体不自由児者父母の会 会長	秋 吉 一 恵
16	大分県精神保健福祉士協会 協会員	佐 藤 京 子
17	大分市聴力障害者福祉会 常任理事	加 藤 順 子
18	大分市自治会連合会 大津町二丁目町内会長	山 下 順 子
19	大分市知的障害者施設協議会 会長	森 渕 晶 子
20	社会福祉法人幸福会 理事長	花 宮 良 治
21	特定非営利活動法人レガーレ 理事長	米 澤 幸 宏
22	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 理事	早 野 真 弓
23	大分市地域包括・在宅介護支援センター協議会(大在地域包括支援センター長)	藤 本 修 士
24	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」利用者(当事者)	後 藤 秀 信
25	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長(当事者)	豊 田 昭 知
26	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」利用者(当事者)	吉 田 友 哉
27	障害者相談支援センター「もりのおうち」課長	金 澤 康 隆
28	障がい者相談支援センター「きぼう21」	芦 苺 弘 城
29	障がい者相談支援センター「コーラス」	矢 野 太 亮
30	障がい者相談支援センター「さざんか」	高 橋 恵 美
31	大分市教育センター 所長	小 池 桂 子
32	大分市子どもすこやか部長	高 橋 賢 次
33	大分市福祉保健部長	斉 藤 修 造

第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画（案）について

第1章 計画の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービスについて、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス・障害児通所支援等の数値目標や必要な量の見込み、地域生活支援事業に関する事項を、国の基本指針に即して策定するものです。

2. 計画の基本理念

障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、地域共生社会の実現に向けた取組など

3. 計画の期間 令和6年度～令和8年度

4. 計画の基本的な考え方

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、必要とされるサービスの確実な提供などに配慮します。
- ・障がい児支援については、地域の保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携し、健やかな育ちを支援するための体制の確保を図ります。

第2章 障がい者の状況

項目	令和元年度末	令和4年度末	増減（%）
身体障害者手帳所持者	21,387人	20,594人	▲793人（▲3.7%）
療育手帳所持者	4,121人	4,664人	543人（13.2%）
精神障害者保健福祉手帳所持者	4,563人	5,773人	1,210人（26.5%）
合計	30,071人	31,031人	960人（3.1%）
難病患者	4,354人	5,019人	154人（3.6%）
特別支援学校・学級在校生	1,995人	2,831人	836人（41.9%）
障害福祉サービス支給決定者	6,595人	7,783人	1,188人（18.0%）

第3章 令和8年度の数値目標（抜粋）

国の定める基本指針に即して設定しています。

1. 入所施設から地域生活への移行

（施設入所者の6%以上を地域生活へ移行） 目標：29人

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

（「大分市障がい者相談支援センター」の運用状況の検証の実施） 目標：年1回の検証・検討

3. 福祉施設から一般就労への移行

（福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度の実績の1.28倍以上に） 目標：99人

4. 障がい児支援の提供体制の整備

（障がい児の地域社会への参加を推進する体制の構築） 目標：推進体制の構築

5. 相談支援体制の充実・強化

（相談支援部会による相談支援事業者に対する指導・助言） 目標：年3回

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

（指導監査を適正に実施し、その結果を関係部署等が共有する回数） 目標：年2回以上

第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み量（主なもの）

障害福祉サービス等と障害児通所支援は、障がい者・障がい児の障がいの程度や家族の状況など勘案すべき事項を踏まえて、個別のニーズに沿ったサービスを提供するものです。

現行計画の進捗状況やサービス利用実績等をもとに利用者数を見込んでいます。

1. 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護など5事業）
2. 日中活動系サービス（生活介護、就労定着支援など10事業）
3. 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援など3事業）
4. 相談支援（計画相談支援、地域移行支援など3事業）
5. 障害児通所支援、障害児相談支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど5事業）
6. 発達障がい者等に対する支援（ピアサポート活動への参加人数）
7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（保健、医療及び福祉関係者による協議の場など2項目）

第5章 地域生活支援事業

障害者総合支援法の規定に基づく、地域生活支援事業における必須事業の10事業と任意事業の23事業（うち新規事業4）を実施することとしており、現行計画の進捗状況やサービス利用実績等をもとに利用者数等の見込みを行っています。

○**必須事業** 障害者相談支援事業、手話通訳者の派遣など10事業

○**任意事業** 福祉タクシー利用券交付事業など23事業

- [新規事業] 医療的ケア児に対する移動支援事業
 医療的ケア児者非常用電源装置等整備事業
 視覚障がい者ICTサポート推進事業
 重度障がい者等就労支援特別事業

《策定までの経過》

- 令和5年 8月 8日：大分市障害者自立支援協議会において計画等策定部会設置
- 令和5年 8月31日～11月21日：策定部会の開催（3回）
- 令和5年12月15日～令和6年1月15日：市民意見公募の実施
- 令和6年 2月29日：大分市障害者自立支援協議会
- 令和6年 3月下旬：厚生常任委員会へ報告

「第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画（案）」の
市民意見公募において寄せられた意見等の概要とそれに対する本市の考え方

意見提出期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）

意見提出者数： 3名

意見件数： 4件

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1 2	<p>放課後等デイサービスにおける利用者負担額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用における所得制限をなくしてほしい。 ・福岡市が令和6年1月から障がいのある子どもが利用する放課後等デイサービスにおける利用者負担額を軽減します。大分市でも障害者を支援するため利用者の負担軽減をしてほしい。 	<p>放課後等デイサービスをはじめとした障害福祉サービス等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づいて、費用の9割を国・県・市が負担し、1割を利用者が支払うことになっています。ただし、所得に応じて負担上限月額が設定され、一月の利用したサービス量にかかわらず、経済的負担が重ならないようになっています。</p> <p>また、同一世帯に障がい児等が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるよう高額障害福祉サービス費の支給を行っています。</p> <p>さらに、放課後等デイサービスは対象外ですが、国の幼児教育・保育施設の無償化に伴い、5歳までの障がい児等については、自己負担なく利用できるよう各種措置を講じているところです。</p> <p>本市独自に負担軽減を行うことは、今後の他都市等の状況を勘案しながら検討していく上での貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
3	<p>大分市のホームページについて 福祉事業所の一覧があるが、そのページの情報だけではわかりにくい。 子どもの福祉事業所を探す際、一覧を探しても、事業所の詳細な情報やその事業所のホームページが分からず、探す労力が大変と言われる。 住んでいる地域の事業所を探す方が多いことから、事業所の場所、情報、空き状況等利用される方目線での優しくわかりやすいユニバーサルデザインのホームページにならないか。</p>	<p>本市のホームページでは事業所の一覧だけでなく、保護者の方が事業所を探す際の参考となるよう、放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所にも協力いただき、「開所日」「サービス提供時間」「送迎の有無」等の情報に加え、各事業所のホームページアドレスを掲載しているところです。</p> <p>いただいたご意見等も参考にしながら、今後も保護者等の負担軽減を踏まえた分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。</p>

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
4	<p>計画内に「障害」「障がい」と「害」の表記に漢字と平仮名が混在している。漢字の「害」は印象が悪いため、「障がい」と平仮名表記で統一してほしい。</p>	<p>大分県では、従来、「障害」と表記していたものについて、法律名、団体名等のような固有の名称を除き、公文書、広報等において可能なものから、平仮名表記としており、本計画におきましてもそれに準じて固有の名称を除き、平仮名表記で統一しております。</p> <p>こうしたことから、本計画の名称におきましても「害」の漢字を平仮名表記としています。</p> <p>今後も、「障害者総合支援法」等の国が定める法律名称を含め、法令に示される固有名称等を除き、可能なものから順次、平仮名表記で対応いたしたいと考えております。</p>

各専門部会の令和5年度活動報告について

1. 差別解消推進部会

①障害者差別解消法に関する普及啓発

ア 障害者差別解消法に関する周知啓発活動の実施

令和5年11月18日（土）にガレリア竹町ドーム広場で開催した共生社会ホストタウンイベント「スイスフェア」実施時、4年ぶりに障害者差別解消法に関するチラシが入ったポケットティッシュを市民へ直接配布するとともに、啓発パネルを展示しました。

イ 心のバリアフリー研修の実施 7回（延べ参加者数 約360人）

ウ 市報及びホームページにおける障害差別解消法に関する掲載

②差別解消推進部会の開催

障がい者を理由とした差別に関する相談事例の共有や協議を行いました。

ア 市役所内で収集した相談事例 2件

イ 相談支援専門員より収集した相談事例 0件

委員からは以下の意見がありました。

- ・交通事業者に対し、車いす利用者の乗降方法における研修の充実を図るよう促していただきたい。
- ・大分県が発行する「大分あったか・はーと駐車場利用証」に聴覚障がい者の利用も分かるようなマークを新たに挿入していただきたい。

※令和6年度以降も相談事例の収集や効果的な周知方法等について検討します。

令和5年度「心のバリアフリー研修」を実施します



「バリアフリーって何？」

「ユニバーサルデザインって何？」

「ノーマライゼーションって？」

職場で、地域で、「障がい」を学んでみませんか？

《心のバリアフリー研修とは》

誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりに向け、「障がい」とは何かを正しく理解し、どのような配慮が必要なのかを知り、実際にサポートができるようになることを目的とした研修です。



【受講対象者】

- 大分市に居住もしくは勤務する方
- 障がいのある方へのおもてなしを身に着きたい事業者の方
- 障がい者を雇用する、または障がい者の雇用を検討している事業者の方
- 「障がい」について正しく理解したい方、実践的な対応方法を学びたい方
- 大分市をもっと暮らしやすい街にしたいとお考えの方

【開催期間】 令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

【開催費用】 無料（研修会場等の手配は申込者の負担となります）

【開催形態・時間帯】

- 研修講師が、申込者の指定するご希望の場所に出向く出前講座形式です
- 10時～21時の間の開催で、ご希望の日を指定できます。（土日祝可能）

2. 就労支援部会

①就労ピアサポートサロンおおいたの開催

就職活動または一般就職している障がい者に対して、ピアスタッフを中心とした当事者同士の「交流・情報交換の場」を通じて、就労に関するモチベーションの向上等を図るため、毎月第3日曜日に J:COM ホルトホール大分3階の障がい者交流室で開催しています。

ア 開催状況及び参加者数（令和6年1月末現在）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	10	5	7	7	5	11	14	9	8	11			87
令和4年度	15	8	6	8	7	※	10	7	8	7	12	8	96

※台風14号の接近のため中止

参加者の感想（アンケートより引用）

- ・みなさんフレンドリーで自然に話げできた。
- ・他の方の話を聞いて、就職に対する視野が広がった。
- ・丁寧な説明で良かった。
- ・ピアスタッフさんとの会話で就労に対する意欲がわいた。

イ 広報活動（輪い笑いフェスタ!におけるブース設置）

就労ピアサポートサロンおおいたをより多くの方に知ってもらうため、昨年度に引き続き輪い笑いフェスタ！（大分市福祉の集い）においてブースを設置し、出張サロンを実施しました。

また、ボールペン・クリアファイル・ポケットティッシュ・お菓子等のノベルティを準備し、ブースにお越しいただいた方をはじめ、多くの方に配布しました。

（延べ375点）

【開催概要】

日時 令和5年10月21日（土）10時30分～15時30分

場所 大分いこいの道

（ブースの様子）



（配布したノベルティ）



②社会資源ガイドブックの掲載

障がいのある方やその家族が、事業所を選ぶ際の参考となるよう、市内の就労支援事業所等の利用時間、作業内容および職員体制等の情報を本市のホームページに掲載しています。

令和5年度は当該ガイドブックをより活用しやすくするため、1枚目に事業所の情報をまとめ、2枚目を「フリースペース（1日の流れ、事業所の雰囲気分かる写真・イラストなど）」とするなど新たな様式へ変更しました。

※2月1日現在の掲載事業所数 101事業所

③就労支援部会の開催

市内の就労継続支援事業所（A型・B型）を対象として、事業所同士の連携や支援の質の向上を図るために就労支援部会を開催しました。

発達障がいのある方の支援に関する講義に加え、各事業所における利用者の障がい特性の把握方法や、どのような情報共有ツールがあれば円滑な一般就労に向けた支援へ繋がるかなど、グループワークによる意見交換を行いました。

【開催概要】

日時 令和5年11月22日（水）10時～12時

場所 大分市役所 議会棟 全員協議会室

講義 「発達障がいの特徴と配慮」

大分県発達障がい者支援センターECOAL 副所長 田中秀征氏

意見交換テーマ ・利用者の障がい特性の把握方法、必要な支援について

・一般就労に向けた支援について

参加事業所数 51事業所

情報共有ツールに関する主な意見として、

- ・相談支援専門員が作成した基本情報や個別支援計画を活用している
- ・事業所独自の様式を作成している
- ・国が示した「就労パスポート」を簡略化したものが欲しい

グループワークにおける主な意見等を踏まえ、令和6年度の活動計画として、本市独自の情報共有ツールの作成を検討していくこととしました。

	B型/A型/機能訓練	最終更新 令和5年〇月
	多機能型支援事業所 太郎大分	

設置主体	株式会社 太郎大分	ホーム ページ QRコード
事業所の住所	大分市荷揚町〇番〇号 太郎大分グランドビル1階	
TEL/FAX	TEL:097-123-123# FAX:097-123-124#	
ホームページURL		
主な対象者	身体・精神・知的の障がい者で就労を希望する方と、社会的な交流を楽しみながら能力の向上・維持に取り組まれる方（身体、療育、精神手帳をお持ちの方）	
利用者の年齢層(R3実績)	老若男女問わず幅広くご利用いただいています。 身体 10名 / 知的 2名 / 精神 14名 計28名	
定員	1日あたり 20名	
利用できる曜日・時間	月曜から土曜日（祝祭日 お盆と年末年始はお休みです） 9:30～15:00（開所時間9:00～16:30）	
送迎の有無	あり。送迎は無料です。大分市内と周辺地域を対応しています（要相談）	
作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎タオルたたみ ◎編み物・手芸小物作り ◎ビニール折り ◎ミシンによる縫製 ◎電気メーター分解 ◎清掃、草刈りなど <p>利用者の能力に応じた作業をご用意いたします。</p>	
昼食	食事提供の補助対象の方は、1食140円で提供をしています。	
利用料以外の費用	年間イベントなどの参加等で費用が掛かる場合があります。	
見学・体験	あり。まずはお電話いただき、見学や体験についてお問い合わせください。 見学・体験を経て、実際の利用登録についてお話いたします。	
実績（令和3年度）	平均工賃額 1万円/月 一般就労移行者 1名	
年間行事	新年会、お花見、七夕、ハロウィン、紅葉狩り、クリスマス会等 さまざまなレクリエーションを予定しています。	
事業所の特徴 コメント	仲間とコミュニケーションを取り、明るく楽しく作業を頑張っています。 就職を目指す方にはしっかりとした訓練で目標達成出来るように支援をしています。	

3. 生活支援部会

①「共同生活援助（グループホーム）」の空き状況に関する情報提供

各グループホームの空き状況を把握し、本市のホームページに掲載しています。

計 141施設（令和6年2月1日現在）

②生活支援部会の開催

ア あんしんコールに関する協議（令和6年2月8日開催）

・協力法人の確保について

協力法人が市の委託料に加え、国の報酬を活用して「支援計画に基づかないサービスを緊急に提供した場合」などに算定できる仕組みを導入することについて協議しました。

今後、市が必要な規定整備等を行い、協力法人へ周知を行います。

・令和6年度の取組について

令和2年度以降、協力法人に対して事業説明や事例を共有していないため、対面形式での連絡会を実施することで、緊急時支援のスキルアップを図ります。

また、相談支援専門員に改めて周知を行ったうえで、緊急時支援が必要となる可能性が高い利用者について、緊急時における情報収集や連絡方法等を検討します。

イ 日中サービス支援型グループホームの実施状況に関する報告及び評価

（令和6年3月開催予定）

当該グループホームを運営している法人から、運営状況や支援内容等の説明を受け、評価や助言を実施する。

法人名	(有)さくら荘	(株)システムコンサルタント
事業所名 (所在地)	日中サービス支援型 グループホームさくら親児会1 (大分市大字城原 1887 番地)	3 G I F T L i v i n g (大分市駕野 946-7)
事業開始日	令和3年3月1日	令和3年4月1日
定員	10人	20人

①あんしんコールについて

介護者の急病や障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に対して、様々な支援を切れ目なく提供できることを目的に、障がい者等に対する「緊急時支援」及び「待機業務」を行う。
(平成30年9月開始)



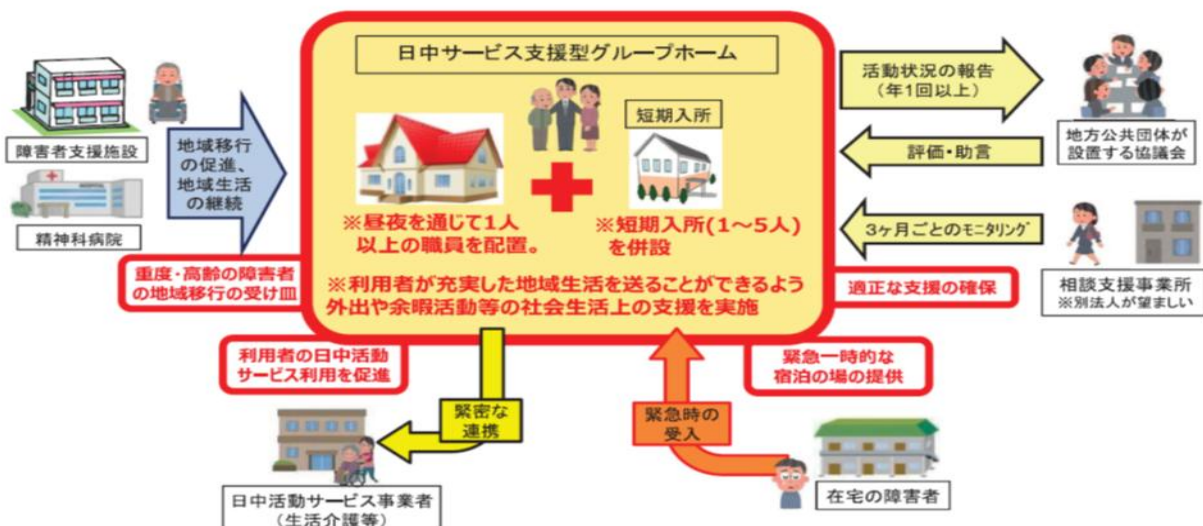
※年度ごとの相談・緊急対応件数（R5はR6.2.1現在）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	7	16	15	30	12	20
緊急対応件数	3	3	0	1	1	0

②日中サービス支援型グループホーム（共同生活援助）について

地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、国は「地方公共団体等が設置する協議会等※」に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない」としているため、本市においては、生活支援部会で報告や評価を行う。

※障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会等をいう。



4. こども部会

1. 子ども部会の開催（令和5年10月、令和6年2月）

第1回目の子ども部会にて、福祉と教育等分野における課題を整理し、今年度は下記の①～②の課題について取り組むことを決定しました。

【課題】

- ①放課後等デイサービス事業所が増加する中、各事業所が提供する支援内容が多様化し、支援の質にばらつきがみられる。
- ②保育教育機関等において、障害児通所支援事業が周知されていないことから、障害児通所支援事業所等との連携が不十分である。

2. 放課後等デイサービス事業所に対する研修

対象：放課後等デイサービス事業所の管理者

日時：令和6年1月9日（火）、10日（水）9時～12時00分

場所：大分県庁本館2階 正庁ホール

講師：社会福祉法人 萌葱の郷 ライフサポートセンター なごみ園
管理者・児童発達支援管理責任者 秋月 正博氏

講義：①地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進
②適切な支援
③家族との連携

参加事業所数：【大分市】81事業所 【大分市以外】73事業所

3. 所長会（保育園）を活用した障害児通所支援事業等の周知

こども園や保育所の所長が集まる所長事務連絡会において、障害児通所支援事業等の周知を行い、保育機関との連携体制の構築に努めました。

4. 令和6年度の活動について

①保育所等訪問支援事業所等に対する研修

令和4年度より保育・教育機関の教職員等に対する研修会等を通じて、「保育所等訪問支援事業等」の周知を図ってきましたが、実際にサービスを提供する際、関係機関の連携不足等によって課題が生じています。

今後はその課題を把握するとともに、好事例の紹介やグループワーク等を通じて、支援の質の向上に向けた取組を行います。

②放課後等デイサービス事業所に対する研修

放課後等デイサービス事業所が増加する中、各事業所が提供する支援内容が多様化し、支援の質にばらつきがみられます。

引き続き研修等を通じて支援の質の向上に努めるとともに、放課後等デイサービス事業所及び相談支援事業所がそれぞれ役割を再認識し、連携を図ることによって、質の高い発達支援の提供を進めてまいります。

5. 医療的ケア児支援検討部会

1. 医療的ケア児支援検討部会の開催（令和5年6月、令和6年2月）

子ども部会委員に加え、保健、医療、保育、教育等の関係者により、医療的ケア児とその家族の支援に関する取組を行います。

【令和5年度主な取り組み】

- ① 医療的ケア児移動支援事業の実施
- ② 非常用発電装置購入費補助事業の周知
- ③ 災害時の避難場所等に関する検討

①医療的ケア児移動支援事業の実施

令和5年9月より事業開始

令和5年10月、関係機関等へ事業内容説明実施

※検討中の案件が1件あり、関係機関と活用の流れ等について確認中

②非常用発電装置購入補助事業の周知

保健予防課や長寿福祉課、地域包括支援センターが主催する研修会において周知を行った。

③災害時の避難場所等に関する検討

市役所内で災害対応に携わる関係課（防災危機管理課、福祉保健課、長寿福祉課）に対して、医療的ケア児とその家族に対して行ったアンケート調査結果を説明し、協力を依頼した。その後、3課の役割及び当事者側の意見を確認するため家族会代表者と協議を実施し、災害時に必要となる避難行動等を考えていただく機会とするために「防災学習会」を開催しました。

「防災学習会」会場及び ZOOM 参加のハイブリット形式で実施

日時：令和 5 年 1 1 月 2 6 日（日） 1 3 時 3 0 分～ 1 5 時

場所：旧中島小学校体育館

内容：災害リスクの確認方法と適切な避難行動を知ろう（防災危機管理課）

指定避難所におけるスペースの確保について（福祉保健課）

福祉避難所について（長寿福祉課）

その他：段ボールベッド体験やパーティションの確認、個別相談会実施

参加者：27人（会場17人、ZOOM10人）

医療的ケア児やその家族、相談支援専門員、障害福祉施設職員、
酸素業者、医療的ケア児支援検討部会員など

〈参加者の感想〉

- ・基礎から細かく説明していただきわかりやすかった。
- ・福祉避難所のメリット、デメリットを踏まえて避難行動の参考にしたい。
- ・屋内での安全確保(自宅避難)を考えていたが、ライフラインが全て止まるリスクを考えたら自宅外避難も早めに考えようと思った。
- ・非常用発電装置が備蓄されている指定避難所の場所を知りたい。



2. 令和6年度の活動について

① 医療的ケア児移動支援事業の検証

利用実績がないため、案件ごとに事業利用までの流れを検討していく。

② 医療的ケア児在宅レスパイト事業の検討

在宅で医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、レスパイト等を目的に利用する訪問看護サービスに係る費用を補助する事業を実施予定です。

③ 災害時対策について（非常用発電装置購入費補助事業、避難所等に関して）

能登半島地震以降、災害対策への関心がさらに高まっているため、今後も当事者のニーズを把握するとともに、関係課とも連携しながら検討していく。

医療的ケア児移動支援事業について

医療的ケア児移動支援事業では、喀痰吸引等研修を受講した介護職員等を派遣し、医療的ケア児が通園・通学・通所する際の移動を支援します。

(1) 対象児

- 大分市内に居住していること
- 通園・通学・通所（以下、「通学等」という）中に次の医療的ケアが必要となるため、通学等が困難な状態にあること
 - ① 口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引
 - ② 気管カニューレ内部等の喀痰吸引
 - ③ 酸素療法や人工呼吸器の管理等
 - ④ ①～③と同等の医療的ケア

(2) 実施内容

- 喀痰吸引等研修を修了した介護職員等（以下、「介護職員等」という）が、対象児が通学等を行う際に、医療的ケアや医療機器等の見守り、安全確保等を実施します。
- 原則、一人の対象児に対して、介護職員等が1：1の支援を行います。
※対象児の状態により、2人の介護職員等による介助が必要な場合は、個別に「2人介助可」として利用決定を行います。
- 移動の方法は、原則として、保護者の運転する車または公共交通機関（バス・電車・タクシー）を利用するものです。



(3) 利用回数

- 対象児の1月当たりの利用の上限は46回（2回/日×23日）とします。

(4) 利用者負担額

■ サービス単価表に基づき所要時間に応じて計算された費用額の1割を支払います。
ただし、負担上限月額を超えての自己負担はありません。(交通費等の実費負担額は除く。)

【負担上限月額】

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で、所得割28万円未満の世帯	4,600円
一般2	一般1以外の市民税課税世帯	37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、対象児が属する世帯員全員となります。

(5) サービス単価表

所要時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
単価	2,550円	4,020円	5,840円	6,660円

■ 喀痰引等支援体制加算 1,000円/日

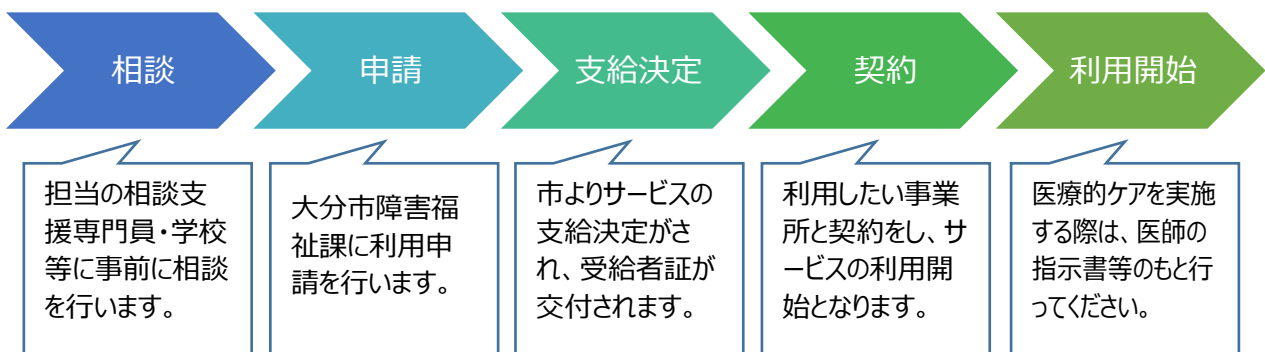
参考 移動支援事業の算定ができる範囲

(例) 目的地までの移動に保護者の運転する車を利用し、学校に通学する場合



対象児がいない時間及び学校
内は算定対象外となります。

(6) サービス利用の流れ



5. 相談支援部会

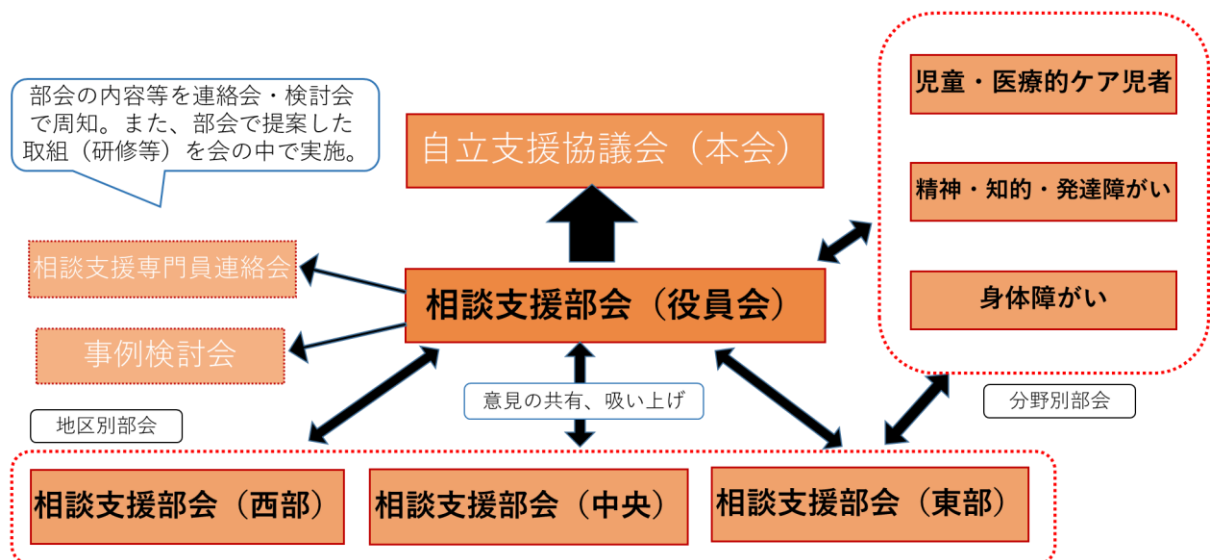
近年、障害福祉サービス等の利用に関する相談支援の増加だけでなく、高齢化や引きこもりといった複合的な課題を抱える世帯の増加に伴い、相談支援専門員の質の向上や人材育成等が求められている。

また、相談支援専門員の配置が「1名」という相談支援事業所も多数あることから、本部会の取組等を通じて、相談支援専門員のネットワーク化を図る。

【相談支援部会の活動4本柱】

- ①相談支援専門員のネットワーク化
- ②相談支援専門員の知識向上
- ③関係機関との連携強化
- ④地域課題の共有及び社会資源の開発

【相談支援部会のしくみ】



①地区別相談支援部会の開催（各地区年1回開催）

昨年度に引き続き、市内を3つの地域（東部・中央・西部）に分けた「地区別相談支援部会」を下記のとおり開催し、各相談支援事業所が抱える課題等を共有しました。

東部	中央	西部
6月13日（火）10時 （参加人数：17人）	6月6日（火）10時 （参加人数：12人）	6月7日（水）10時 （参加人数：18人）

②分野別相談支援部会の開催（各分野年2回開催）

より専門的な意見交換を行い、具体的な取組等を検討する場として「分野別相談支援部会」を下記のとおり開催し、関係機関との横のつながりの強化、今後部会で進める活動等の検討を行いました。

	児童・医療的ケア児者	精神・知的・発達障がい	身体障がい
第1回	9月21日（木）10時 （参加人数：28人）	9月29日（金）10時 （参加人数：34人）	9月27日（水）10時 （参加人数：10人）
第2回	1月17日（水）10時 （参加人数：28人）	1月25日（木）10時 （参加人数：44人）	1月19日（金）10時 （参加人数：15人）

③相談支援部会（役員会）の開催（年4回開催）

地区別・分野別相談支援部会で出た意見を共有し、「地区別では相談支援全般にかかわることを協議」「分野別では専門分野ごとに具体的な取組等を検討」という位置づけができ、来年度以降も同様の組立で部会を開催していことを決定しました。

ア 開催状況

- ①令和5年 5月 9日（火）午前11時～12時
- ②令和5年 8月 2日（水）午前10時～11時
- ③令和5年11月17日（金）午前11時～12時
- ④令和6年 2月 6日（火）午前10時～11時

イ 分野別部会のまとめ

児童・医療的ケア児者
①子ども家庭支援センターからの講話を受け、意見交換。どういう時にどんな相談できるのか、具体的事例を共有 ②児童の年代、障害種別ごとに課題等を意見交換し、必要な取組等を整理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所、学校その他関係機関との連携、役割分担 ・どういう時、どこに相談できるのか？をまずは把握 ・就学時の手続き等を支援員が把握し、保護者のサポートを ・不登校、グレーゾーンの子等の支援 ・放デイ、ショートステイ等の資源不足→代替の資源は？
身体障がい
①関係機関との連携に関し、事例の共有 ②共通する課題等について、今後の取組等を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳介護保険制度移行者について、どこまで関わっていくのか ・介護保険へ移行の流れを共有する必要がある（マニュアル化） ・地域包括支援センターやケアマネとの関係づくり

精神・知的・発達障がい
①発達障がい者支援センターECOAL より講話を受け、事例の共有 ②大分労働基準監督署より「就労継続支援サービスにおける労働法等について」の講話を受け、就労に関する課題を共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童～高齢者と幅広い年代の必要な知識を補填していくため、専門機関からの講話を進める ・ 医療機関との連携強化として、精神科病院との連携方法等を検討

ウ 令和6年度各部会の活動について

部会種別		活動内容
地区別		大分市版計画相談支援マニュアルの作成
分野別	児童・医療ケア児者	就学前の準備に関する情報等を「エデュ・サポートおおいだ」から学ぶ場を作る
		インフォーマル資源の整理等
	身体障がい	他市のフロー図等を参考に介護保険移行マニュアル作成
		地域包括支援センター職員とともに、具体的な事例等を基に意見交換を行う場づくり
	精神・知的・発達障がい	就労支援部会やピアスタッフからの声を聞き、就労に関する課題等を共有する
		福祉関係者及び医療・保健関係者の意見交換の場づくり

第四期大分市障害者計画の策定について

1 計画策定について

この計画は、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本計画として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

現行の第三期大分市障害者計画改定版の計画期間が2024年度（令和6年度）をもって終了となることから、新たに「第四期大分市障害者計画」を策定します。

2 計画策定の方向性

「障害者差別解消法」の改正のほか、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行など、障害者を取り巻く社会状況が変化したことから、国の第5次障害者基本計画及び大分県障がい者基本計画（第6期）も踏まえ、策定を行います。

3 計画の期間

2025年度（令和7年度）から2030年度（令和11年度）までの5年間とします。

4 計画の位置づけ

大分市総合計画を最上位計画とし、今年度策定された福祉分野の共通事項を定める第5期大分市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画との整合性を図ります。

5 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|--------------------------|
| 5月下旬 | 第四期大分市障害者計画策定検討委員会設置 |
| 7月～ | 検討委員会開催・庁内検討委員会開催（各3回予定） |
| 令和7年1月 | パブリックコメント実施 |
| 令和7年3月 | 第四期大分市障害者計画策定 |